

生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱 改正理由

第5条 (助成の基準)

第1項第5号について、「樹木の高さが地表面から概ね1メートル以上であるもの」と規定されているが、「概ね」という表現が個々において解釈に相違があり運用上明確にする必要があるため、今回1メートル以上と限定する。

第1項第8号について、現行の要綱には、道路境界から植栽する位置までの奥行を規定する条件がないことから、改正案のとおり条項を追加する。

第2項について、現行の要綱では、開発行為等に伴う緑化に対しても助成対象となることから、改正案のとおり条項を追加する。

附 則

平成22年3月31日限り効力を失うため、期限の延長を行う。